

令和3年度 集団指導

特定福祉用具貸与

1 福祉用具とは

心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障がある要介護者の日常生活上の便宜を図るための用具及び要介護者等の機能訓練のための用具であって、要介護者等の日常生活の自立を助けるもの。(介護保険法第8条第12項)

2 対象となる福祉用具

2-1. 車いす

2-2. 車いす付属品 : 車いすと一体的に使用されるものに限る

2-3. 特殊寝台

2-4. 特殊寝台付属品 : 特殊寝台と一体的に使用されるものに限る

2-5. 床ずれ防止用具

2-6. 体位変換器

2-7. 手すり

2-8. スロープ

2-9. 歩行器

2-10. 歩行補助つえ

2-11. 認知症老人徘徊感知機器

2-12. 移動用リフト(つり具の部分は除く)

2-13. 自動排泄処理装置

3 軽度者向け福祉用具貸与(例外給付)

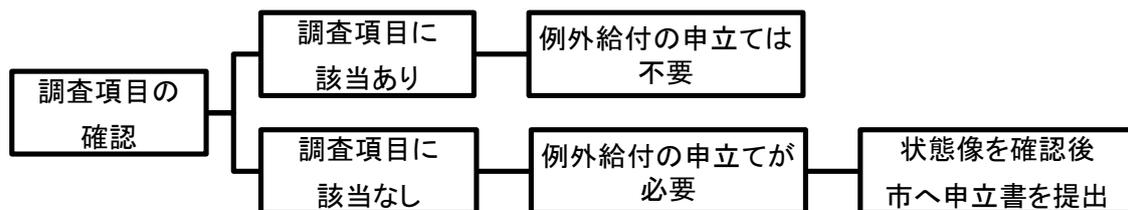
3-1. 例外給付の概要

要支援1, 要支援2及び要介護1の方(軽度者)は, その状態像から見て使用が想定しにくいいため, 下記の福祉用具については, 原則保険給付が認められません。

- ・車いす及び車いす付属品
- ・特殊寝台及び特殊寝台付属品
- ・床ずれ防止用具及び体位変換器
- ・認知症老人徘徊感知機器
- ・移動用リフト(つり具の部分は除く)
- ・自動排泄処理装置(要介護2, 要介護3の方も対象)

ただし, 様々な疾患等により厚生労働省が定める状態に該当する人については, 例外的に保険給付が認められます。

3-2. 例外給付の確認方法:フローチャート



3-3. 例外給付の確認方法:調査項目の確認

軽度者に対しては保険給付の対象外としている福祉用具の貸与について例外的に保険給付が認められるためには, 被保険者が表1「厚生労働大臣が定める者のイ」の状態にあることが条件です。直近の認定結果を確認し, 該当していれば例外給付が認められます。この場合, 市への申立ては不要です。

表1:厚生労働大臣が定める者のイ

対象外種目	貸与が認められる場合	認定調査の結果
ア 車いす及び車いす付属品	次のいずれかに該当する者 (1) 日常的に歩行が困難な者 (2) 日常生活範囲における移動の支援が必要と認められる者	1-7「できない」 —
イ 特殊寝台及び特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 (1) 日常的に起き上がりが困難な者 (2) 日常的に寝返りが困難な者	1-4「できない」 1-3「できない」
ウ 床ずれ防止用具及び体位変換機	日常的に寝返りが困難な者	1-3「できない」
エ 認知症老人徘徊感知機器	次の(1)(2)いずれにも該当する者 (1) 意志の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者 (2) 移動において全介助を必要としない者	3-1「意志を伝達できる」以外、又は3-2～3-7のいずれか「できない」又は、3-8～4-15のいずれか「ない」以外。その他、主治医意見書において認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む 2-2「全介助」以外
オ 移動用リフト(つり具の部分を除く)	次のいずれかに該当する者 (1) 日常的に立ち上がりが困難な者 (2) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者 (3) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	1-8「できない」 2-1「一部介助」又は「全介助」 —
カ 自動排泄処理装置	次のいずれにも該当する者 (1) 排便が全介助を必要とする者 (2) 移乗が全介助を必要とする者	2-6「全介助」 2-1「全介助」

3-4. 例外給付の確認方法:状態像の確認

調査項目の確認では例外給付の対象とならない事例についても、次の①、②の要件をいずれも満たし、これらについて石岡市の確認を受けた場合は例外給付の対象となります。

- ① 表2のいずれかに該当する旨が、医師の医学的な所見(主治医意見書・診断書等)に基づき判断されている。
- ② サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより、例外給付が特に必要である旨が判断されている。

表2: 利用者の状態像

I	疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に告示で定める福祉用具が必要な状態に該当する者
	例: パーキンソン病で症状の急激な軽快・増悪が頻繁に起こるなど
II	疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに告示で定める福祉用具が必要な状態になることが確実に見込まれる者
	例: 末期がんで急激な状態悪化が見込まれるなど
III	疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的見地から告示で定める福祉用具が必要な状態に該当すると判断できる者
	例: 重度の喘息発作があり特殊寝台を利用し一定の角度に状態を起こすことで呼吸不全を回避する必要があると医師からも指示されているなど

例示している病名は、状態を示すための例示であり、当該病名＝例外給付の対象というわけではありません。

3-5. 提出書類

調査項目の結果では例外給付の対象とならず、石岡市へ例外給付の申立てが必要な場合は、下記を参照し、提出書類をご提出ください。

- ・申立書 : 石岡市ホームページよりダウンロードできます。
- ・医学的所見 : 主治医意見書を使用する場合もコピーを添付してください。
- ・ケアプラン : 暫定のもので問題ありません。
- ・サービス担当者会議の記録

上記の4点を石岡市介護保険室までご提出ください。

3-6. 提出後の流れ

市にて申立書の内容を確認し、例外給付の可否についてケアマネジャーへ文書で通知します。申立ての結果、例外給付の対象となった場合、石岡市では要介護認定期間と同一期間例外給付の対象とみなします。ただし、認定期間が長い方や新型コロナウイルス感染症にかかわる臨時的な取り扱いで一年間認定期間を延長している方等、必要に応じて再度申立てをお願いする場合がございます。

3-7. よくある問い合わせ

・車いす又は特殊寝台の付属品のみの貸与は可能か？

付属品のみの貸与は原則できません。上記の付属品は、車いす(特殊寝台)と一体的に使用されることが前提とされている製品であり、付属品のみの利用は適切ではありません。ただし、すでに車いす(特殊寝台)をお持ちの方が、車いす(特殊寝台)と一体的に使用される場合は、付属品のみの貸与が可能です。

・主治医意見書に「床からの立ち上がりができないため、特殊寝台が必要」とあるが、この記載で特殊寝台の例外給付の申立ては可能か？

申立ては可能ですが、上記の記載では特殊寝台の例外給付の対象の方とは判断できません。床からの立ち上がりが困難である方については、まず一般寝台の利用から検討してください。医学的所見から一般寝台とは異なる機能(背上げ、足上げ機能等)が必要であると判断される場合は、特殊寝台を検討することになります。また、特殊寝台付属品(手すり等)が必要なために、特殊寝台を貸与することは適切ではありません。例えば、特殊寝台手すりが起き上がり、寝返りに必要な方であれば、手すりの貸与や一般寝台の手すり付きのものを検討してください。

・申立て前や承認前に、急きょ例外給付対象の福祉用具が必要な状態になった場合、申立て前(承認前)に使い始めることは可能か？

申立て前(承認前)に当該福祉用具を導入することは、原則できません。ただし、被保険者が退院後すぐに使用するのが望ましいと医師が判断している場合や末期がん等で状態が急激に悪化する可能性の高い方に関しては、石岡市介護保険室に事前にご相談ください。事前のご相談もなく、当該福祉用具を導入した場合は申立て以前の貸与につきましては全額自費での取り扱いになりますので、ご注意ください。

・提出書類の一部が不足した状態でも申立ては可能か？

提出書類は全てそろった状態で申立てをお願いいたします。ただし、医師からの所見やサービス担当者会議の記録の一部が照会先からケアマネジャーに返ってこない場合は、その旨を石岡市介護保険室の例外給付担当者に伝えていただければ、適宜ご対応いたします。